

商品概要説明書

マイカーローン（JACCS）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

商品名	マイカーローン（JACCS）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○地区内に在住または在勤の方。○お借入時の年齢が満 20 歳以上 65 歳以下であり、最終償還時の年齢が 70 歳以下の方。○前年度税込年収が原則 200 万円以上ある方。 （自営業者の方は前年度税引前所得 300 万円以上とします。）○勤続年数が 1 年以上の方。（自営業者の方は営業 3 年以上とします。）○自己住宅（ご家族名義を含む）または借家等生活の本拠が定まっており、原則として、同一地区内に 1 年以上居住している方。 （農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持家であること）○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車、個人間売買に伴う資金は除きます。<ul style="list-style-type: none">①自動車・バイク・除雪機（いずれも中古を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。③運転免許の取得のためのご資金。④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。⑤車庫建設のためのご資金（ただし、お借入金額は 100 万円以内とします。）。⑥他金融機関・信販会社等自動車ローンの借換資金
借入金額	○原則として 1 組員あたり 500 万円以内とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 ヶ月以上 7 年以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○次のいずれかよりご選択いただけます。<ul style="list-style-type: none">【変動金利型】 お借入れ後の利率は、基準日（4 月 1 日、10 月 1 日）の基準金利（当組合で定めるパーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行います。【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額

	の 50%以内、1 万円単位です。) のいずれかをご選択いただけます。								
担保	○不要です。								
保証人	○当 J A が指定する保証機関の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
保証料	○ ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料 (例)】								
	<table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> </tr> <tr> <td>一括払保証料</td> <td>24, 800 円</td> <td>41, 100 円</td> <td>57, 600 円</td> </tr> </table>	お借入期間	3 年	5 年	7 年	一括払保証料	24, 800 円	41, 100 円	57, 600 円
お借入期間	3 年	5 年	7 年						
一括払保証料	24, 800 円	41, 100 円	57, 600 円						
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料 (消費税等含む。) が必要です。 ①全額繰上返済の場合…5, 400 円 ②一部繰上返済の場合…5, 400 円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5, 400 円の条件変更手数料 (消費税等含む。) が必要です。								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店 (所) または企画総務部 (電話：0 7 6 5 - 5 4 - 2 0 5 0) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所 (電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9) でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 企画総務部または J A バンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会 (電話：076-421-4811)								
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。								

J A くらべ